

栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和5（2023）・6（2024）年度入札参加資格変更申請の手引き（随時受付）

令和6（2024）年7月2日  
栃木県環境森林部森林整備課

1 はじめに

栃木県環境森林部では適正かつ安全な森林整備業務の施工を目的として、本申請に基づき、同業務に必要な資格所有者の雇用状況、安全管理及び労働福祉状況を総合的に勘案したうえで、栃木県内に事業所（本店及び支店、営業所等）を有する入札参加資格者から指名競争入札における指名選定を行っています。

なお、本申請の認定には「栃木県が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等（建設工事に関連する設計、調査、測量等）の業務に係る令和5・6年度入札参加資格」における「草刈業務」の認定が必要となりますので、ご注意ください。

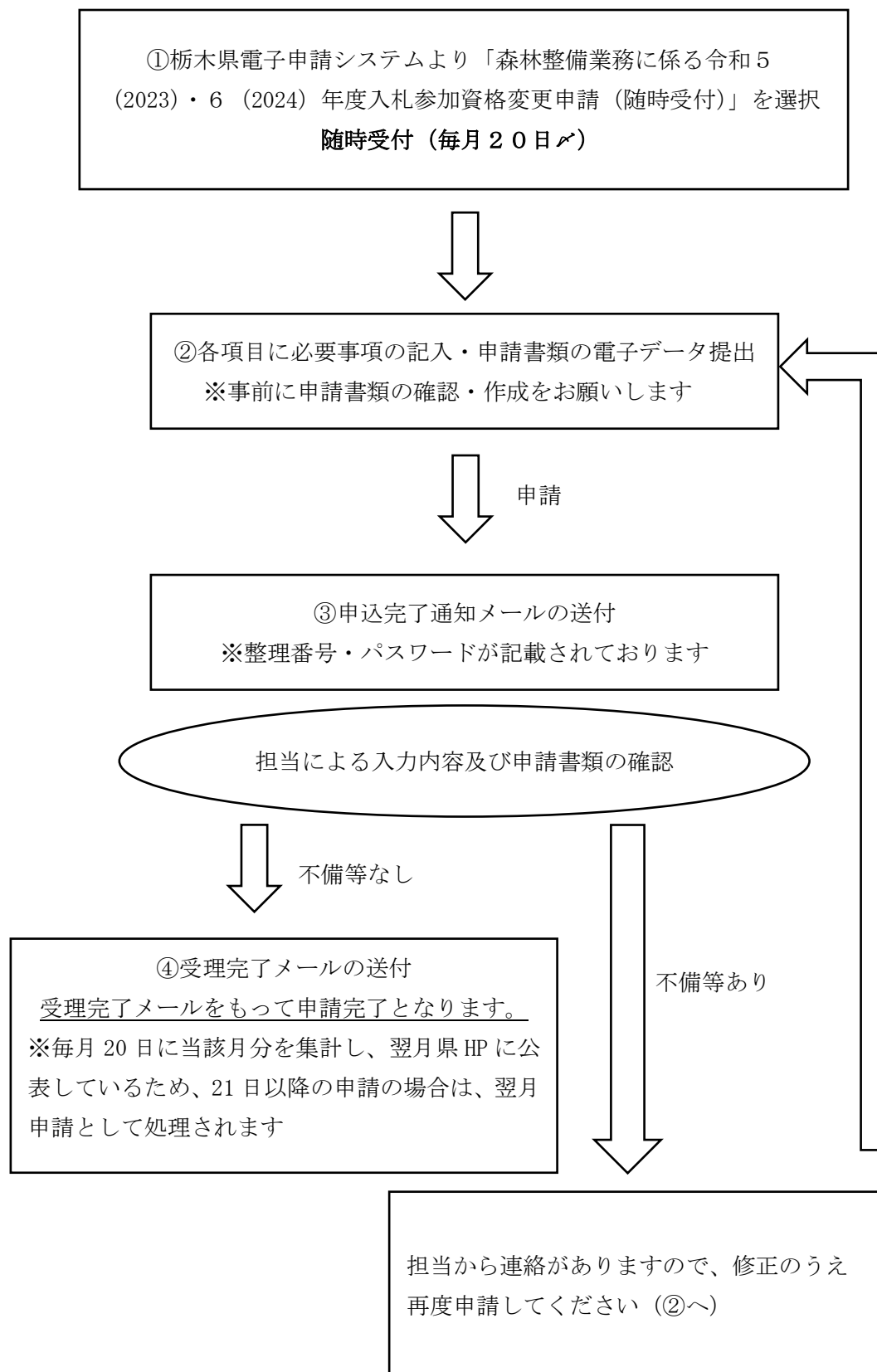
2 変更申請に係る提出書類

変更内容の確認のため、下記表のとおり、変更が生じた事項に応じた書類を「栃木県電子申請システム」により提出してください。なお、「栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和5（2023）・6（2024）年度入札参加資格申請（一斉受付）又は（随時受付）」により既に提出した書類については、省略できるものとします。

変更事項	記載事項変更申請書（様式第4号）	入札参加資格申請記載事項変更届及び登記証明書等の写し	技術職員名簿（様式第2-1，2-2号）	安全衛生教育修了者名簿（様式第3号）
商号又は名称 代表者の職名、氏名 住所、電話番号	○	○		
技術職員	○		○	
安全衛生教育修了者	○			○

- ：提出が必要な書類
- 変更事項が複数ある場合、様式第4号については1つにまとめて提出が可能です。
- 商号又は名称、代表者の職名、氏名、住所、電話番号については、「一般競争入札（指名競争入札）入札参加資格申請記載事項変更届及び登記証明書」を提出してください。
- 技術職員の名簿については、変更後の技術職員全員の名簿（様式第2-1号）と変更となる技術職員の名簿（様式第2-2号）を提出してください。
- 技術職員及び安全衛生教育修了者について、新規雇用者は資格取得証明書と健康保険証被保険者証を、既雇用者で新規資格を獲得した場合は資格取得証明書を提出してください。

## 2 申請の流れ



### 3 申請結果の公表について

申請結果については、毎月 20 日までに申請された結果を翌月までに栃木県ホームページに公表予定です。なお、公表様式は別表. 3 によるものとします。

### 4 問い合わせ先

栃木県 環境森林部 森林整備課 技術調整担当

電 話 番 号：0 2 8 - 6 2 3 - 2 8 1 1

メールアドレス：[shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp](mailto:shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp)

別表. 1 技術職員名簿の対象資格

「技術職員名簿」に掲載するため、施工管理能力を有すると認められる対象資格及び資格認定機関等は、次表のとおりです。

番号	対象資格	資格認定機関等
1	技術士(森林部門のみ)	文部科学省
2	林業普及指導員	林野庁 (農林水産省)
3	林業専門技術員	
4	林業技士	(一社)日本森林技術協会
5	基幹作業士	栃木県 ※2
6	林業技能作業士	
7	林業作業士	栃木県 ※1
8	森林整備監理技術者	栃木県 ※2
9	フォレストワーカー (林業作業士)	林野庁 (農林水産省)
10	フォレストリーダー (現場管理責任者)	
11	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	
12	森林施業プランナー	森林施業プランナー協会

備考

- ※1 「林業カレッジ研修」により認定される資格です。なお、令和2(2020)年度以前に開催された林業技術研修事業に基づき認定された「林業作業士」資格についても、本資格に含むものとします。
- ※2 令和2(2020)年度以前に開催されていた「基幹林業作業士(林業技能作業士)育成研修」及び「森林整備監理技術研修」により認定された資格です。「技術職員」対象資格となりますが、新規認定を目的とした研修は現在開催されておりません。

別表. 2 安全衛生教育修了者名簿の対象資格

「安全衛生教育修了者名簿」名簿に掲載するための、作業時に必要とされる安全衛生教育の対象資格及び根拠となる法令通達は次表のとおりです。

対象資格	根拠となる法令通達
チェーンソーによる 伐木等の業務に係る 特別教育	「労働安全衛生規則」第 36 条第 8 号 ※ (昭和 47 年労働省令第 32 号)
刈払機取扱い作業に 対する安全衛生教育	「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」 (平成 12 年 2 月 16 日付け基発第 66 号)

備考

※ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成 31 年 2 月 12 日付け厚生労働省令第 11 号)により、令和 2 (2020) 年 8 月 1 日から同条の改正規定が施行されました。

「安全衛生教育修了者名簿」に掲載するためには、改正後の「労働安全衛生規則」第 36 条第 8 号に相当する安全衛生教育修了証等の添付が必要となりますので、ご注意ください。

別表3. 栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧

栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧

令和（ ）年 月 日

番号	商号又は名称	代表者職名 代表者氏名	所在地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			